

令和 6 年 第 5 回

小野町農業委員会臨時会

令和 6 年 8 月 2 2 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (13 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次	9 番 宗 像 智
10 番 渡 邊 佳 子	11 番 小 野 勲	12 番 渡 邊 静 夫	13 番 宗 像 正
19 番 石 井 一 三			

不応招委員 (1 名)

5 番 國 府 田 孝

令和6年第5回小野町農業委員会臨時会次第

議 事 日 程

令和6年8月22日(木)午後2時00分

小 野 町 役 場 分 庁 舎 講 堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席委員(13名)

1番 矢 吹 高 徳	2番 吉 田 誠
3番 今 泉 隆 男	4番 横 田 清 一
6番 羽 生 洋 市	7番 佐 藤 秀 洋
8番 先 崎 善 次	9番 宗 像 智
10番 渡 邊 佳 子	11番 小 野 勲
12番 渡 邊 静 夫	13番 宗 像 正
19番 石 井 一 三	

欠席委員(1名)

5番 國府田 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 稔
主 事	宗 像 翼

議	長	(宗像智) ただいまから令和6年小野町農業委員会第5回臨時会を開会いたします。
		開会 午後2時00分
会	長	(宗像智) 毎日暑い日が続いておりますが、皆さんは体調のほうどうでしょうか。 自分だけでなく、周りにもこの熱中症予防対策を皆さんに通知しまして、ぜひともこの暑い夏を無事に乗り切って、すがすがしい秋を迎えたいと思いますので、よろしくお願いします。 あとは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。 ただいまより第5回臨時会を開会いたします。
議	長	(宗像智) ただいまの出席委員は9名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。なお、5番、國府田孝委員が所用により欠席する旨の届出がありました。 また、本日の本会議には5名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第13回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第8号から10号までの3議案につきましては、簡易採決にすることに決定したいと思いますが、異議ございませんか。 「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智) 異議なしと認めます。

		ご異議ございませんので、そのように決定いたします。
議	長	(宗像智) 議事録署名人の指名を行います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、4番、横田清一委員及び6番、羽生洋市委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議	長	(宗像智) それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事 務 局 長	(鈴木稔)	議長。
議	長	(宗像智) 鈴木事務局長。
事 務 局 長	(鈴木稔)	事務局長。それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 受付1番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、所有権移転でございます。土地の所在につきましては、 、地目につきましては、現況が畑、公簿は田でございます。当該箇所につきましては、農振区域内になっております。面積は753㎡でございます。価格につきましては、10a当たり30万円ということでございます。譲渡人、 、譲受人、 。経営面積につきましては、議案書

記載のとおりでございます。

続きまして、受付2番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、所有権移転であります。土地の所在は、
、地目につきましては、現況・公簿とも畑となっています。面積につきましては183㎡でございます。価格につきましては、無償ということであります。譲渡人、
、譲受人、
。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きましては、めくっていただきまして、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

受付3番、権利の種類及び設定・移転の別等につきましては、所有権移転でございます。土地の所在につきましては、
でございます。地目につきましては、
につきましては、現況・公簿とも田となっております。また、
につきましては、現況・公簿とも畑となっている状況であります。面積につきましては、合計8筆となりまして、5,009㎡となるものであります。価格については無償でございます。譲渡人、
、譲受人、
。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年8月22日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議長 (宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。

2番 (吉田誠)

議長、2番。

議	長	(宗像智) 2番、吉田誠委員。
2	番	(吉田誠) 2番。受付1番についてご説明いたします。 現地確認につきましては、8月8日、立会人につきましては、譲受人、 [REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]、申請地については、[REDACTED] 7番1、畑1筆で753㎡であります。 現地確認については、8月8日木曜日、午後1時30分から、立会人、 譲受人、[REDACTED]、農業委員会より、私、吉田、農地利用最適化推進委 員、渡邊委員、事務局より、二瓶事務局次長、宗像主事が出席しておりま す。 申請地の土地は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]に位置しています。申請 地については、申請地は、[REDACTED] [REDACTED]、今回の申請に至りました。 当該地は水の便があまりよくないため、畑として利用する予定にしてあ りました。 詳細につきましては、渡邊静夫農地利用最適化推進委員よりご説明申し 上げます。
議	長	(宗像智) 12番、渡邊静夫委員。
1	2番	(渡邊静夫) 12番。引き続き私のほうから、受付1番について説明いたします。 権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。 農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効 率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕

運機等を所有しているため、耕作の事業に供すべき土地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可の要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
		次に、受付2番についての関係委員の説明を求めます。
1	番	(矢吹高德)
		議長、1番。
議	長	(宗像智)
		1番、矢吹高德委員。
1	番	(矢吹高德)
		1番。3条、受付2番についてご説明申し上げます。
		譲受人、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]
		[REDACTED]、計、畑1筆、面積は183㎡。
		現地確認日、8月8日木曜日、午後2時から、立会人、[REDACTED]
		[REDACTED]、農業委員会農業委員、矢吹高德、農地利用最適化推進委員、小野
		勲さん、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事。
		申請場所は、[REDACTED]
		[REDACTED]
		[REDACTED]
		[REDACTED]に現場があります。
		申請理由については、申請地は[REDACTED]
		[REDACTED]、今回の申請に至りました。
		詳細につきましては、小野勲農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。
		以上でございます。
議	長	(宗像智)

		1 1 番、小野勲委員。
1	1	番 (小野勲)
		1 1 番。受付 2 番についてご説明いたします。
		権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。
		農地法第 3 条第 2 項に該当するか否かについてですが、第 1 号全部効率利用については、譲受人は新規就農者のため、新たに農地を所有し、耕作することになります。トラクター等の機械は保有しておりませんが、農地面積が 1 8 3 ㎡と小規模であり、年間 1 5 0 日以上農業に従事できる人数が譲受人とその世帯人を含め 2 人いるため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
		第 2 号、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第 3 号の信託については、該当ありません。
		第 4 号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間 1 5 0 日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。
		第 5 号、転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。
		第 6 号、地域調和については、譲受人は、当該地区の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するために特に支障を生ずるものではありません。
		以上のことから、取得後、全ての農地を利用すること、労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えられます。
		以上です。
議	長	(宗像智)
		ただいまの説明のとおりであります。受付 2 番に対する質疑、意見を求めます。
		質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。次に、受付3番について、関係委員の説明を求めます。

8

番

(先崎善次)

議長、8番。

議

長

(宗像智)

8番、先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

8番。受付3番について説明いたします。

譲受人、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED]

[REDACTED] 計5,009
m²。

現地確認、8月8日木曜日、午後2時30分から行いました。立会人、[REDACTED]、譲渡人ですね、農業委員会から私、事務局、二瓶事務局次長と宗像主事であります。

申請地場所は、[REDACTED]
[REDACTED]

まして、その周りに点在しております。

申請事由については、申請地は[REDACTED]、農地を取得することで営農規模拡大及び営農の効率化を図るため、今回の申請に至りました。

詳細につきましても、引き続き私のほうから、受付3番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、トラクター、田植機等を保有しておるため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は、当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題はないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付3番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付3番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。

事務局長

(鈴木稔)

議長。

議長

(宗像智)

鈴木事務局長。

事務局長

(鈴木稔)

事務局長。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、土地の所在につきましては、

でありまして、地目につきましては、2筆とも、現況・公簿ともに畑であります。面積につきましては、2筆合計で397㎡となるものであります。申請人につきましては、

■、形態につきましては、転用であります。用途につきましては、一般住宅用の敷地であります。施設としては一般住宅という内容でございます。申請の事由につきましては、議案書記載のとおりとなります。

令和6年8月22日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。
以上でございます。

議長

(宗像智)

それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。

1 3 番

(宗像正)

議長、13番。

議長

(宗像智)

13番、宗像正委員。

1 3 番

(宗像正)

13番。受付1番について説明いたします。

申請者、

■、計、畑2,397㎡。

現地確認をいたしまして、8月8日の3時30分より、立会人、
■、農地利用最適化推進委員、宗像正、事務局より二瓶事務局次長と宗像主事で確認を行いました。

場所なんですけれども、

■が申請地になります。

申請事由については、

■、今回の申請に至りました。

なお、皆さんに配布しております資料のとおり、今回の申請につきましては、
■

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事 務 局 長

(鈴木稔)

議長。

議 長

(宗像智)

鈴木事務局長。

事 務 局 長

(鈴木稔)

事務局長。議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び設定・移転の別でございますが、所有権移転でございます。土地の所在は[REDACTED]、地目は現況・公簿とも畑となっております。面積は445㎡であります。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]でございます。形態につきましては転用、用途につきましては一般住宅用の敷地となります。施設については一般住宅ということでございまして、申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、受付2番をご覧いただきたいと思います。

権利の種類及び設定・移転の別につきましては、所有権移転であります。土地の所在でございますが、[REDACTED]であります。地目につきましては、現況・公簿とも田となっております、2筆合わせまして。面積が4,373㎡となるものであります。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]形態につきましては転用でございます。用途につきましては、[REDACTED]となります。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、めくって、5ページをお開きいただきたいと思います。

受付3番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。土地の所在でございますが、[REDACTED]地目につきましては、現況、雑種地となっております。公簿の地目は畑でありまして、面積が992㎡でございます。設定人、[REDACTED]、[REDACTED]、被設定人、[REDACTED]、[REDACTED]形態につきましては転用となっております、用途につきましては[REDACTED]であります。[REDACTED]であります。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年8月22日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議	長	(宗像智)
		それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。
1	番	(矢吹高德)
		議長、1番。
議	長	(宗像智)

		1 番、矢吹高德委員。
1	番	(矢吹高德) 1 番。5 条、受付 1 番についてご説明申し上げます。 譲受人、[REDACTED]、[REDACTED] 申請地、[REDACTED] [REDACTED]、計、畑 1 筆、4 4 5 m²。 現地確認に 8 月 8 日木曜日、午後 2 時から、立会人、[REDACTED] [REDACTED] 農業委員会から、農業委員、矢吹高德、農地利用最適化推進委員、小野勲、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事。 申請地の場所、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 申請地であります。 なお、先ほどの農地 3 条、受付 2 番の申請地ではありますが、その隣接地に当たります、 以上でございます。 申請事由は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、今回の申請に至りました。 詳細につきましては、小野勲農地利用最適化推進委員よりご説明申し上げます。 以上です。
議	長	(宗像智) 1 1 番、小野勲委員。
1	1 番	(小野勲) 1 1 番。受付 1 番について説明いたします。 権利の種類及び権利の設定・移転別は、所有権の移転です。 土砂の流出等の災害を防止するための措置については、造成工事及び土

留めとありますが、これは主にのり面だと思われますが、土留め工事を完全に施工し、かつ敷地内を十分に転圧することで土砂の流出を防ぎます。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、取水は南側町道に埋設の町上水道管より引水します。汚水、家庭雑排水は、合併浄化槽処理後、南側町道の既設U字型側溝に排水します。雨水は、自然浸透及び集水ますで集めて、南側町道の既設U型側溝に排水します。

周辺農地に係る農業条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の北側の一部及び西側は畑、北側の一部及び東側は宅地、南側は町道となっています。建物は東側宅地寄りに建築するため、農地に対する日照への支障は少なく、農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地は周辺に農地が連坦しており、農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されますが、転用が認められる例外的集落接続事業に該当するため、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
次に、受付2番について、関係委員の説明を求めます。

1 3 番

(宗像正)

議長、13番。

議 長

(宗像智)

13番、宗像正委員。

1 3 番

(宗像正)

受付2番について説明いたします。

譲渡人、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、面積4,373
m²。

現地確認、8月8日、午後3時より、立会人、[REDACTED]
[REDACTED]、農業委員会より農業委員今泉隆男は欠席です。農地利用最適化推進委
員、宗像正。事務局より、二瓶事務局次長、宗像主事で現地確認しており
ます。

申請場所は、[REDACTED]
[REDACTED]、場所は分かりやすいと思います。

申請事由は、[REDACTED]
[REDACTED]ことから、今回の申請に至りました。

詳細につきまして、引き続き私のほうから、受付2番について説明いた
します。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、造成工事及び土
留（法面）工事を完全に施工し、かつ、敷地内を十分に転圧することで土

砂の流出を防ぎます。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、取水は敷地内に井戸を設置し取水します。

汚水、雑排水は合併浄化槽処理後、東側水路に排水します。

雨水は従前通り敷地に自然透水及び西側水路と東側水路に排水します。

隣接農地に流入しないよう配慮します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の北側は田、東側は水路、南側は宅地、西側は水路・町道です。

転用目的は[REDACTED] 農地に対する日照には支障がありません。また農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地は、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] よって、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以上であるため、県許可案件となります。

以上です。

議長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。なお、本案は転用面積が3,000㎡を

超えることから、県許可案件であります。福島県農業会議から異議がない旨の回答を得た後に本委員会として許可相当である旨の意見書を付して、福島県知事に進達することになります。

それでは、お諮りいたします。本案について許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、許可相当とすることに決しました。

続きまして、受付3番について、私のほうから説明いたします。

5条受付3番、被設定人、[REDACTED]、設定人、[REDACTED]、

[REDACTED]、申請地につきましては、[REDACTED]

[REDACTED] 992㎡。

現地確認日、8月8日木曜日、午後4時。

立会人といたしまして、[REDACTED]、農業委員会としまして、農業委員、私、宗像智、農地利用最適化推進委員、石井一三さん、事務局、二瓶事務局次長と宗像主事。

場所につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]、今回の申請に至りました。

なお、皆さんに配付しております資料のとおり、今回の申請につきましては、[REDACTED]

[REDACTED] これらも踏まえながらご検討いただければと思います。

この申請地につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] ということでございます。

詳細につきましては、石井一三農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。

1 9 番 (石井一三)
議長、19番。

議長 (宗像智)
石井一三さん。

1 9 番 (石井一三)
それでは、引き続き、ただいまの受付3番に関して説明いたします。

一応19番、議長より説明があったとおり、

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、造成工事及び土留め、のり面工事を完全に施工し、かつ敷地内を十分に転圧することで土砂の流出を防いでいます。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置についても、水は使用しないので汚水の発生はありません。雨水は、従前のとおり敷地に自然浸透させるとともに、西側の水路に排水し、隣接する農地には流出、流入しないようにしてあります。

周辺農地に係る営農条件に支障などを及ぼさないための措置については、申請地の北側、道路、東側、宅地と山林、南側は畑と山林、西側は畑です。転用目的は農地に対する日照には支障がありません。また、農地の分断・蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地は、周囲を山林等に囲まれた生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断されることから、転用に問題はな
いかと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるた
め、町許可となります。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付3
番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受
付3番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可す
ることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、本臨時会に付された案件は全て終了いたしました。これをもつ
て、令和6年小野町農業委員会第5回臨時会を閉会いたします。ご苦労さ
までした。

閉会 午後2時58分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和6年8月22日

小野町農業委員会会長

署名委員 4 番

署名委員 6 番

